

1. 件名：「三菱重工業(株) 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【7】」

2. 日時：令和2年10月26日 13時30分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

(核燃料施設審査部門)

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名

5. 要旨

(1) 三菱重工業株式会社(以下「MHI」という。)から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

(16条適合性)

○代表解析により、設計方針の妥当性を示す場合は、選定した条件の包絡性、保守性等について説明すること

○遮蔽解析に用いる三次元輸送計算コード MCNP5 及び二次元輸送計算コード DOT3.5 の使用方法(条件設定、キャスクのモデル化等)及び許認可審査における使用実績について説明すること

○中性子遮蔽材として用いるレジンの設計貯蔵期間中の熱影響による質量減損の評価方法について説明すること

○燃料の変形による遮蔽評価への影響について説明すること

(29条及び30条適合性)

○29条及び30条の適合性を示す評価条件について、キャスクの構成部材を通過した

後の線量当量率を用いて、貯蔵建屋等の遮蔽設計を行うことの妥当性を説明すること

○型式証明に係る申請における本条文に対する適合性を説明することについて、16条が求める遮蔽機能の説明との関係を整理した上で説明すること

(3) MHI から、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料 1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請
設置許可基準規則への適合性について
(第 16 条・第 29 条・第 30 条関連)

資料 1-2 補足説明資料 16-3 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
遮蔽機能に関する説明資料

以上